

緊急経営支援資金（災害事前対策枠）のご案内

久留米市では、事業継続力強化計画認定を取得し、浸水対策をはじめとした災害への事前対策を行う事業所の皆様の金融支援策として、緊急経営支援資金（災害事前対策枠）の受付を開始します。

1. 制度概要

資金名	緊急経営支援資金（災害事前対策枠）
融資対象	事業継続力強化計画認定を取得し、計画に記載する浸水被害をはじめとした災害への事前対策を行うために必要な資金
要件	市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、事業継続力強化計画認定を取得し、計画に記載する災害への事前対策を行うものとして市の認定を受けた者 ※新型コロナウイルスの影響で市税の猶予等を受けられている場合は、別途ご相談ください。
資金用途	災害への事前対策に要する設備資金 ※既存借入からの借換えはできません。
限度額	1,000万円 ※緊急経営支援資金の一般枠、経済対策特別枠、危機関連枠、災害復旧枠、新型コロナウイルス感染症特別枠とは別枠
利率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0%（市が全額負担します）
利子補給	市が最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
実施期間	令和4年4月1日以降

2. 緊急経営支援資金（災害事前対策枠）の認定

（1）申請・認定窓口

商工政策課（市役所11階）、または各総合支所産業振興課

裏面もあります

(2) 申請時必要なもの

- ・久留米市緊急経営支援資金【災害事前対策枠】認定申請書
- ・事業計画書
- ・「事業継続力強化計画」の認定通知書及び計画書の写し
- ・対策に係る見積書の写し
- ・申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類

なお、これ以外にも事実調査に必要な書類を窓口で求めることもあります。

※認定には審査を要します。申請後、後日結果を通知いたします。

4. 融資申込みに必要な書類

個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 確定申告書の写し(2期分) 1部
- 緊急経営支援資金(災害事前対策枠)認定書 1部
- 見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 決算書(2期分)・残高試算表 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- 緊急経営支援資金(災害事前対策枠)認定書 1部
- 見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

【お問い合わせ先】

商工観光労働部商工政策課 TEL: 0942-30-9133 FAX: 0942-30-9707
田主丸総合支所産業振興課 TEL: 0943-72-2110 FAX: 0943-72-3819
北野総合支所産業振興課 TEL: 0942-78-3569 FAX: 0942-78-3377
城島総合支所産業振興課 TEL: 0942-62-2115 FAX: 0942-62-3732
三潁総合支所産業振興課 TEL: 0942-64-2315 FAX: 0942-65-0957

【久留米市ホームページ】

久留米市 災害事前対策枠

クリック

